

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に準じた手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和5年10月27日

支出負担行為担当官

北海道開発局 室蘭開発建設部長 佐々木 純

1. 業務概要

（1）業務名 一般国道36号登別市幌別橋補修設計外一連業務（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

（2）業務内容 本業務は、過年度の橋梁定期点検結果を踏まえて、補修が必要となった一般国道36号幌別橋（上り）、社台橋（上り）の補修工事に向けた設計を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・橋梁補修調査【社台橋（上り）】 N＝1 式
- ・橋梁補修設計【幌別橋（上り）、社台橋（上り）】 N＝1 式

（3）履行期間 契約締結日の翌日から令和6年11月27日まで

（4）本業務は資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（5）本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

（6）本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評価に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。

（7）本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。

（8）本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 指名されるために必要な要件

（1）入札参加者に要求される資格

入札参加者は、（ア）に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

（ア）単体企業

ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98

条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- イ) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ロ) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- ワ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ) 北海道内に本店を有していること。

（2）入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。また、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

なお、選定者数については10者程度とする。

3. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

（2）総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の配分点は60点とする。

(ア) 配置予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 賃上げの実施表明

(エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×技術評価の得点合計／技術評価の配点合計

技術評価の得点合計＝((ア)に係る評価点)＋((ウ)に係る評価点)＋(技術提案評価点)×((エ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝((イ)に係る評価点)

(3) 詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 上席契約専門官

電話0143-25-7027 電子メールhkd-mr-nyusatsu2@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

交付期間は、令和5年10月27日から令和6年1月26日までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下、「休日」という。)を除く毎日の9時00分～17時00分まで(最終日は入札書投函締切予定時刻である12時00分まで)とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)(ア)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期間並びに提出場所及び方法

受領期間：令和5年10月27日9時00分から令和5年11月6日12時00分まで(休日を除く。)

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

(5) 技術提案書の受領期間並びに提出場所及び方法

受領期間：令和5年12月7日9時00分から令和5年12月22日12時00分まで（休日を除く。）。

提出場所：紙入札方式による場合は上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札日時：電子入札システムによる場合は、令和6年1月25日9時00分から令和6年1月26日12時00分まで。

持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）による場合は、令和6年1月25日9時00分から令和6年1月26日12時00分まで。

開札日時：令和6年2月1日9時10分より順次行う。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）手続における交渉の有無 無

（5）契約書作成の要否 要

（6）技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

（7）詳細は入札説明書による。